

○静岡県警察職員の任用に関する訓令

(昭和 43 年 1 月 24 日静岡県警察本部訓令第 1 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、警視以下の警察官及び警察行政職員（以下「職員」という。）の採用、昇任等について必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 職員の任用については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び職員の任用に関する規則（昭和 35 年県人委規則 6－6）によるほか、この訓令の定めるところによる。

第 2 章 採用

第 1 節 警察官の採用

(採用の方法)

第 3 条 警察官の採用は、静岡県警察官採用試験に合格した者のうちから、巡査として採用する。ただし、次の各号の一に該当するときは、選考によりその者の経歴に相当する階級以下で採用することができる。

- (1) 現に警察庁の警察官（皇宮護衛官を含む。）又は他の都道府県警察の警察官である者を採用するとき。
- (2) かつて警察官であつた者を採用するとき。
- (3) 人事委員会が競争試験によることが適当でないと認めた職に採用するとき。

(採用の要件)

第 4 条 前条本文の規定により警察官として採用する者は、身体強健で十分その職務を遂行し得る能力があり、身体審査の結果警察官として支障のない者でなければならない。

(特別採用者の要件)

第 5 条 第 3 条第 1 号の規定により採用する警察官は、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- (1) 現に勤務する所轄庁の長から推薦があること。
- (2) 勤務成績が良好であり、身体強健で警察官として十分職務を遂行し得る能力があること。

2 第 3 条第 2 号の規定により採用する警察官は、次の各号に掲げる要件を満たした者でなければならない。

- (1) 懲戒免職、その他非行によつて退職したものでないこと。
- (2) 在職当時の勤務成績が良好であり、かつ第 4 条の要件を備えていること。

第 2 節 警察行政職員の採用

(採用の方法)

第6条 警察行政職員は、静岡県職員採用試験に合格した者のうちから採用する。ただし、人事委員会が選考によることを認めた職に採用するときは、選考によることができる。

(採用の要件)

第7条 前条本文の規定により警察行政職員を採用するときは、面接、身体検査及び身上審査を実施して、警察行政職員として支障のない者を採用する。

2 前条ただし書の規定により警察行政職員を採用するときは、前項によるほかその職に必要な資格、経歴又はその職務に従事する能力を有する者でなければならない。

第3節 条件付採用

(条件付採用期間中の職員の取扱い)

第8条 本部長は、条件付採用期間中の職員が、職務の適格性を欠くとき、又は勤務状態若しくは健康状態が良好でないとき等は、その職員を免職し、又は降任することができることとし、その取扱いについては別に定める。

第9条 削除

第3章 昇任

第1節 警察官の昇任

(各階級等への昇任)

第10条 警察官の警視への昇任は、人事評価（地方公務員法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）その他の能力の実証に基づいて本部長が行うものとする。

2 警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任は、昇任試験又は選考（以下「昇任試験等」という。）による。

(昇任の特例)

第11条 次の各号の一に該当するときは、選考により警部、警部補又は巡査部長に昇任させることができる。

(1) 生命を賭して、職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となつたとき。

(2) 公務上の負傷又は疾病により危篤となり、又は著しい障害の状態となつたとき。

(3) 20年以上、良好な成績で勤続して退職するとき。

(4) (1)から(3)までに規定する場合のほか、本部長が必要と認めるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当するときは、2階級上位の階級まで、昇任させることができる。

(昇任試験等の区分)

第12条 昇任試験等の区分は、昇任試験にあつては一般試験及び専門試験とし、選考にあつては選抜試験、選考試験及び人事記録その他書面による選考とする。

2 昇任試験等の各級別の受験資格、試験科目等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般試験実施基準（別表1）
- (2) 専門試験実施基準（別表2）
- (3) 選抜試験実施基準（別表3）
- (4) 選考試験実施基準（別表4）

3 試験実施期日、試験の方法等については、その都度本部長が定める。
（昇任管理委員会）

第13条 昇任試験等を適正かつ公正に実施するため、県本部及び各所属に次の各号に定める昇任管理委員会を置く。

- (1) 静岡県警察本部昇任管理委員会（以下「本部昇任管理委員会」という。）
- (2) 各部（サイバー対策本部を含む。以下同じ。）名を冠した昇任管理委員会（以下「各部昇任管理委員会」という。）
- (3) 各所属名を冠した昇任管理委員会（以下「各所属昇任管理委員会」という。）

2 各昇任管理委員会の構成は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部昇任管理委員会の委員長には本部長を、副委員長には警務部長を、委員には県本部の各部長（サイバー対策本部長を含む。以下同じ。）、首席監察官及び警察学校長並びに警務課長をもつて充てる。
- (2) 各部昇任管理委員会の委員長には、当該部の部長を、副委員長には当該部の庶務担当課長を、委員には当該部の所属長をもつて充てる。
- (3) 各所属昇任管理委員会の委員長には、当該所属の所属長を、副委員長には当該所属の次席等を、委員には当該所属の警部（同相当職の警察行政職員を含む。）以上の職員をもつて充てる。

3 本部昇任管理委員会の庶務は、県本部警務課において、また、各部昇任管理委員会の庶務は、各部の庶務担当課において行う。
（専門試験、選抜試験及び選考試験の受験者の決定）

第14条 各所属昇任管理委員会は、選抜試験及び選考試験の受験適格者を選定し、選抜試験受験適格者にあつては各部昇任管理委員会に、選考試験受験適格者にあつては本部昇任管理委員会に推薦するものとする。なお、専門試験受験希望者にあつてはその適格性を審査し、適格性を有する者を本部昇任管理委員会に推薦するものとする。

2 各部昇任管理委員会は、各所属昇任管理委員会が推薦した受験適格者について実務能力等の審査を行った上、本部昇任管理委員会に推薦するものとする。

3 本部昇任管理委員会は、各部昇任管理委員会及び各所属昇任管理委員会の推薦に基づき専門試験、選抜試験及び選考試験の受験者を決定するものとする。

(合格候補者の選定)

第15条 本部昇任管理委員会は、昇任試験等を実施後速やかに合格候補者の選定を行い、本部長に報告するものとする。

(合格者の決定等)

第16条 本部長は、前条の報告に基づき、昇任試験等の合格者を決定し、速やかに本人に通知するものとする。

2 昇任試験等の合格者には、合格証(様式第2号)を交付する。ただし、本部長が合格証を交付する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

第2節 警察行政職員の昇任

(昇任の原則)

第17条 警察行政職員の昇任は、人事評価及び筆記試験、面接その他の能力の実証のために本部長が必要と認める審査(以下「昇任審査」という。)の結果によるものとする。

(昇任審査委員会)

第18条 昇任審査を行なうため、本部長が必要と認めるときは、県本部に静岡県警察警察行政職員昇任審査委員会(以下「昇任審査委員会」という。)を置くことができる。

2 委員長には本部長を、委員には県本部の各部長、首席監察官及び警察学校長並びに警務課長をもつて充てる。

3 昇任審査委員会は、昇任審査を実施後速やかに合格候補者の選定を行い、本部長に報告するものとする。

4 昇任審査委員会の庶務は、県本部警務課において行う。

(昇任の方法)

第19条 警察行政職員の昇任は警察行政職員昇任審査基準(別表5)に基づいて本部長が行う。

第20条 削除

(合格者の決定等)

第21条 本部長は、昇任審査の合格者を決定し、速やかに本人に通知するものとする。

第22条 削除

第4章 降任

(願い出による降任)

第23条 本部長は、職員が自ら降任を願い出たときは、別に定めるところにより降任させることができる。

第5章 補則

(辞職等の上申手続)

第24条 所属長は、職員が辞職を願い出たときは、その事実を調査し速やかに「職員の辞職について（副申）」（様式第3号）により本部長に上申しなければならない。

- 2 所属長は、職員が死亡したときは、死亡の日時、場所及び原因等を本部長に速報するとともに「職員の死亡について（報告）」（様式第4号）により報告しなければならない。

(人事異動通知書)

第25条 職員の任用に当たっては、人事異動通知書（様式第5号）を用いて行う。

ただし、本部長が人事異動通知書を交付する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- 2 所属長が行う職員の分掌配置に当たっては前項の規定を準用する。
- 3 人事異動通知書の記載要領は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和43年1月24日から施行する。
- 2 静岡県警察官昇任試験規程（昭和30年県本部訓令第11号）、辞令様式の内規制定について（昭和32年警人第353号）、特殊勤務者等の特別昇任選考要領（昭和35年警人第614号）、主任の職への昇任手続等について（昭和41年甲通達警第11号）、警察官昇任試験実施要綱制定について（昭和42年甲通達警第4号）及び巡査長辞令様式について（昭和42年甲通達警第42号）は廃止する。

附 則(昭和43年8月17日県本部訓令第23号)

この訓令は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則(昭和45年10月12日県本部訓令第14号)

この訓令は、昭和45年10月12日から施行する。

附 則(昭和47年6月1日県本部訓令第8号)

この訓令は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則(昭和48年7月16日県本部訓令第17号)

この訓令は、昭和48年7月16日から施行する。

附 則(昭和50年4月19日県本部訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 11 月 27 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 50 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 12 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 52 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 11 月 12 日県本部訓令第 23 号)

この訓令は、昭和 52 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 5 月 20 日県本部訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 9 月 29 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 5 月 7 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 19 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 11 日県本部訓令第 28 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 1 月 8 日県本部訓令第 1 号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日までの間は、一般試験における警部補昇任試験の受験資格の勤務年数等の基準は、別表 1 の規定にかかわらず、3 年とする。

附 則(平成 11 年 9 月 1 日県本部訓令第 20 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 6 月 18 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 14 年 6 月 18 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 26 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 18 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日県本部訓令第 16 号)
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 30 日県本部訓令第 47 号)
この訓令は、平成 19 年 10 月 30 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日県本部訓令第 7 号)
この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 27 日県本部訓令第 21 号)
この訓令は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 12 日県本部訓令第 24 号)
この訓令は、平成 23 年 7 月 12 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 19 日県本部訓令第 10 号)
この訓令は、平成 24 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 26 日県本部訓令第 21 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 26 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日県本部訓令第 35 号)
この訓令は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 18 日県本部訓令第 42 号)
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日県本部訓令第 11 号)
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 16 日県本部訓令第 23 号)
この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 31 日県本部訓令第 15 号)
この訓令は、平成 30 年 10 月 31 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日県本部訓令第 9 号)
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

別表 1 (第 12 条関係)

一般試験実施基準

階級		巡査部長	警部補	警部
受験資格	勤務年数等	試験実施の日において、巡査として 4 年（大学卒業者は 2 年）以上の勤務年数を有する者	試験実施の日において、巡査部長として 4 年（大学卒業者は 2 年）以上の勤務年数を有する者	試験実施の日において、警部補として 4 年以上の勤務年数を有する者
	術技	柔道又は剣道のいずれかが 1 級以上で、かつ、拳銃、救急法、逮捕術及び鑑識の技能検定の級位が初級以上の者	左同	左同
	健康度	静岡県警察職員安全衛生管理に関する訓令に定める健康管理区分 A 又は B の指定を受けていない者	左同	左同
	賞罰	試験実施の日から起算して前 1 年以内に減給以上の懲戒処分を受けたことのない者	左同	左同
試験内容等	予備試験	諸法令、警察実務、社会常識について択一式の試験（50 問、120 分）を行う。ただし、前回の一般試験の一次試験に合格した者又は昇任管理委員長が特に認めた者については、受験を免除する。	左同	諸法令、警察実務、社会常識について択一式又は短答式の試験を行う。ただし、前回の一般試験の一次試験に合格した者又は昇任管理委員長が特に認めた者については、受験を免除する。
	一次試験	筆記 1、憲法、警察行政法 100 点 40 分 2、刑法、刑事訴訟法 100 点 50 分 3、総務・警務一般 100 点 40 分	左同	1、憲法、警察行政法 100 点 50 分 2、刑法、刑事訴訟法 100 点 50 分 3、総務・警務一般 100 点 50 分

		4、地域警察 100 点 40 分 5、生活安全警察 100 点 40 分 6、刑事警察 100 点 40 分 7、交通警察 100 点 40 分 8、警備警察 100 点 40 分 計 800 点 40 分 5時間 30 分		4、地域警察 100 点 50 分 5、論文 100 点 6、選択科目 200 点 100 分 生活安全警察 刑事警察 交通警察 警備警察 計 700 点 5時間 50 分
	二次試験	口述	人物及び能力を評定する。	左同
	試験	術科	礼式、点検、教練、警備指揮要領、逮捕術	左同
合否の判定			試験の成績及び平素の勤務成績を総合して行う。	左同

備考

- この表において「試験実施の日」とは、予備試験実施の日又は本部昇任管理委員長が特に日を定めたときはその日をいう。
- 勤務年数の算定には、休職及び停職の期間は含まない。
- 「大学卒業者」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学を卒業した者（短期大学卒業者を除く。）及びこれと同等以上の資格を有すると本部昇任管理委員長が認めた者をいう。

別表 2 (第 12 条関係)

専門試験実施基準

階級		巡查部長	警部補	警部
受験資格		試験実施の日において、 巡查として 12 年（大学卒業者は 8 年）以上の勤務年数を有し、所属の昇任管理委員会が高度な専門的実務能力を有すると認め推薦した者	試験実施の日において、巡查部長として 8 年以上の勤務年数を有し、所属の昇任管理委員会が高度な専門的実務能力を有すると認め推薦した者	試験実施の日において、警部補として 8 年以上の勤務年数を有し、所属の昇任管理委員会が高度な専門的実務能力を有すると認め推薦した者
	術技	柔道又は剣道のいずれかが 2 級以上で、かつ、拳銃、救急法、逮捕術及び鑑識の技能検定の級位が初級以上の者	左同	左同
	健康度	静岡県警察職員安全衛生管理に関する訓令に定める健康管理区分 A 又は B の指定を受けていない者	左同	左同
	賞罰	試験実施の日から起算して前 1 年以内に減給以上の懲戒処分を受けたことのない者	左同	左同
試験内容等	一次試験	筆記	左同	
		1、刑法・刑事訴訟法 100 点 50 分 2、総務・警務一般 100 点 40 分 3、選択科目 200 点 90 分 生活安全警察 地域警察 刑事警察 1 科目選択		

		交通警察 警備警察 計 400 点 3 時間 00 分		交通警察 警備警察 計 400 点 3 時間 10 分
二次試験	口述 術科	人物及び能力を評定する。 礼式、点検、教練、警備指揮要領、逮捕術	左同 左同	左同 礼式、点検、教練、警備指揮要領
合否の判定		試験の成績及び平素の勤務成績を総合して行う。	左同	左同

備考

- 1 この表において「試験実施の日」とは、本部昇任管理委員長が指定する日をいう。
- 2 勤務年数の算定には、休職及び停職の期間は含まない。
- 3 「大学卒業者」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学を卒業した者（短期大学卒業者を除く。）及びこれと同等以上の資格を有すると本部昇任管理委員長が認めた者をいう。

別表 3 (第 12 条関係)

選抜試験実施基準

階級		巡査部長	警部補	警部
受験資格	勤務年数等	試験実施の日において、巡査として4年（大学卒業者は2年）以上の勤務年数を有する勤務成績優秀者で、かつ、専門的実務能力が極めて高い者で、所属の昇任管理委員会から推薦された者又は本部長が特に認める者	試験実施の日において、巡査部長として4年（大学卒業者は2年）以上の勤務年数を有する勤務成績優秀者で、かつ、専門的実務能力が極めて高い者で、所属の昇任管理委員会から推薦された者又は本部長が特に認める者	試験実施の日において、警部補として4年以上の勤務年数を有する勤務成績優秀者で、かつ、専門的実務能力が極めて高い者で、所属の昇任管理委員会から推薦された者又は本部長が特に認める者
	術技	柔道又は剣道のいずれかが2級以上で、かつ、拳銃、救急法、逮捕術及び鑑識の技能検定の級位が初級以上の者	左同	左同
	健康度	静岡県警察職員安全衛生管理に関する訓令に定める健康管理区分A又はBの指定を受けていない者	左同	左同
	賞罰	試験実施の日から起算して前1年以内に減給以上の懲戒処分を受けたことのない者	左同	左同
試験内容等		総務警務警察 生活安全警察 地域警察 刑事警察 交通警察 警備警察 1 科目 選択 90 分	左同	1 選択科目 総務・警務警察 生活安全警察 地域警察 刑事警察 交通警察 警備警察 1 科目 選択 90 分

				2 課題論文	90 分
	口述	人物及び能力を評定する。	左同	左同	
合否の判定		試験の成績及び平素の勤務成績を総合して行う。	左同	左同	

備考

- 1 この表において「試験実施の日」とは、本部昇任管理委員長が指定する日をいう。
- 2 勤務年数の算定には、休職及び停職の期間は含まない。
- 3 「大学卒業者」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学を卒業した者（短期大学卒業者を除く。）及びこれと同等以上の資格を有すると本部昇任管理委員長が認めた者をいう。

別表 4 (第 12 条関係)

選考試験実施基準

階級		巡査部長	警部補	警部
受験資格	勤務年数等	試験実施の日において巡査として 20 年（大学卒業者は 16 年）以上の勤務年数を有し、かつ、試験実施の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日において年齢 40 歳以上の勤務成績が良好な精勤者で、所属の昇任管理委員会から推薦された者	試験実施の日において巡査部長として 10 年以上の勤務年数を有し、かつ、試験実施の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日において年齢 50 歳以上の勤務成績が良好な精勤者で、所属の昇任管理委員会から推薦された者	試験実施の日において警部補として 10 年以上の勤務年数を有し、かつ、試験実施の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日において年齢 55 歳以上の勤務成績が良好な精勤者で、所属の昇任管理委員会から推薦された者
	術技	柔道又は剣道のいずれかが 2 級以上で、かつ、拳銃、救急法、逮捕術及び鑑識の技能検定の級位が初級以上の者	左同	左同
	健康度	静岡県警察職員安全衛生管理に関する訓令に定める健康管理区分 A の指定を受けていない者	左同	左同
	賞罰	試験実施の日から起算して前 1 年以内に減給以上の懲戒処分を受けたことのない者	左同	左同
試験内容等	筆記	課題論文 90 分	左同	左同
	口述	人物及び能力を評定する。	左同	左同
合否の判定		試験の成績及び平素の勤務成績を総合して行う。	左同	左同

備考

- この表において「試験実施の日」とは、本部昇任管理委員長が指定する日をいう。
- 勤務年数の算定には、休職及び停職の期間は含まない。

- 3 「大学卒業生」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学を卒業した者（短期大学卒業生を除く。）及びこれと同等以上の資格を有すると本部昇任管理委員長が認めた者をいう。

別表 5（第 19 条関係）

警察行政職員昇任審査基準

職名 条件		主任等	係長等	課長補佐等	管理官等
昇任 審査 を受ける 資格	経験 年数 等	(1) 基準日において、警察行政職員として次の勤務年数を有すること。 大学院博士課程修了者 1 年 大学院修士課程修了者 2 年 大学卒 4 年 短大卒 6 年 その他 8 年	(1) 主任等として 5 年以上の勤務年数を有すること。	(1) 係長等として 5 年以上の勤務年数を有すること。	(1) 課長補佐等として 5 年以上の勤務年数を有すること。
		(2) 上記(1)と同等の資格を有すると本部長が認める者	(2) 上記(1)と同等の資格を有すると本部長が認める者	(2) 上記(1)と同等の資格を有すると本部長が認める者	(2) 上記(1)と同等の資格を有すると本部長が認める者
		(1) 上記勤務年数について、勤務成績の特に優秀な者は、2 割を短縮することができる。 (2) 基準日は、本部長が別に定める。 (3) 係長等以上の経験年数等は、実情により本部長が別に定めることができる。			
	健康 度	静岡県警察職員安全衛生管理に関する訓令に定める管理区分「A」又は「B」に該当しない者			
昇任審査 の方法		賞 罰 昇任審査の日から起算し、前 1 年以内に減給以上の懲戒処分を受けたことのない者			
昇任審査 の方法		必要により筆記試験、面接等を行う。			

備考

- 昇任審査に当たっては、学歴、資格、勤務成績及び前歴を考慮する。
- 期間の計算は日をもってし、中断のあるものは実勤務時間を合算する。

- 3 単純労務職員のうち、自動車運転手、汽缶士（ボイラー技士）、自動車整備士、電話交換手、船長及び機関長の昇任審査については、実情により本部長がその都度定める。